

下呂市社会福祉協議会 ボランティア活動推進事業 助成金

～地域でのボランティアによる支えあい！～

◆助成事業の目的

住民の社会福祉活動への自発的な参加を促進するとともに、ボランティア団体・グループによる地域福祉活動を推進することを目的に助成金を交付します。



◆助成金の対象となる団体は？

主に下呂市内で住民主体の福祉ボランティア活動を目的に設立された団体等で、組織運営や活動が会費や利用料等で賄われており、継続的な活動が見込まれる団体等であることとします。

※その他、詳しい助成対象要件は社協までお問い合わせください。

◆助成金の対象となる事業は？

次に該当し、自己財源で補えない活動

- ① 高齢者に関するボランティア活動
- ② 障がい者に関するボランティア活動
- ③ 児童に関するボランティア活動
- ④ 自然保護・リサイクル等、環境保全に関するボランティア活動
- ⑤ その他の地域福祉に関するボランティア活動

◆助成金の額は？

・1団体・グループ当たり年間 50,000 円 以内とします。

◆助成金の申請方法は？

- ・「助成金交付申請書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・申請期限は特に設けておりませんが、事業実施前に申請ください。



◆助成金の交付はどのようにされるの？

- ・原則、事業完了後の交付となります。但し、必要があると認められた場合、助成金交付決定通知書がお手元に届いた時点から交付請求が可能となります。
- ・交付請求されるときは、「助成金交付請求書」に振込先通帳のコピーを添付し、提出してください。

◆助成事業が完了したら？

- ・事業実施翌年度4月30日までに「助成事業実績報告書」に所定の書類を添付し、提出してください。
- ・報告書には、活動の確認できる書類（写真等）と支出が確認できる書類（レシート等 ※コピー可）の添付も必要となります。

～助成の対象となる経費について、詳しくは裏面をご覧ください～

◆助成の対象となる主な経費とその助成限度額

項目	経費の内容等
謝金	講師、指導員等にかかる謝礼・交通費 ※1人当たりの助成額は、10,000円を限度とします。
消耗品費	事務用品、書籍、材料等各種消耗品の購入費
備品購入費	1品10,000円を超える物品の購入費で30,000円を限度とします。
印刷製本費	資料や案内チラシ・ポスター、記録写真などの印刷を業者やお店で行う際にかかる費用 ※自分で作成・印刷される場合の紙代やインク代等は消耗品となります。
燃料費	除雪車や草刈り機などを使う際に必要な燃料 例：灯油、混合油など
通信運搬費	郵便物を送る際にかかる費用や宅配便など物を送る際にかかる費用 例：切手、ハガキなど
飲食費	活動時の水分補給用飲料のみ 1人1回あたり150円を限度とします
保険料	行事用保険、物品の損害保険などの掛金
手数料	振込手数料など
賃借料	集会所や公民館など会場の使用料（冷暖房費含む）、機材の使用料、バス借上げ料など

◆助成の対象と認められない経費は？

ボランティア活動に関連のないもの、または以下に該当する経費は認められません。

- ・ 団体等の構成員など関係者に係る報酬、賃金、謝金、研修参加費、旅費、飲食費（活動時の水分補給用飲料は除く）等
- ・ 他団体等への補助金・助成金・負担金・協賛金・寄付金 等
- ・ 営利を目的とする事業に係わる一切の経費
- ・ 助成団体等の活動施設等の年間維持管理経費（賃借料・光熱水費 等）
- ・ 事業内容に照らして適切でない物品又は著しく高額な物品の購入費
- ・ 日常の活動に要する交通費 等
- ・ 会員個人が加入するボランティア活動保険の掛金

その他、ご不明な点は最寄りの社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。

下呂市社会福祉協議会

小坂支所	小坂町大島 1807 健康ふれあいセンター	☎62-0038
萩原支所	萩原町萩原 875-2	☎52-3773
下呂支所	森 883-1 下呂福祉会館	☎25-2082
金山支所	金山町大船渡 600-8 金山振興事務所 3階	☎33-2495
馬瀬支所	馬瀬名丸 1041 つっじ苑	☎47-2225

